

## 消防本部

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 消防本部
- 3 事前調査期間 令和 元年6月25日から令和 元年6月27日まで
- 4 監査期間 令和 元年8月20日
- 5 監査対象年度 平成30年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点を置いて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく質問により行った。

### 第2 監査対象の概要

消防本部4課3消防署等（中間組織は所管する所属に含める。）の主な業務内容及び職員数（令和元年6月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【総務課】

諸規程の制定・改廃、組織制度の研究・企画、公印、公告式、文書の審査・收受・発送・保存、職員の定数・配置・身分・服務・給与・保健衛生・福利厚生・研修、公務災害補償、他の任命権者との連絡調整、予算・決算、消防職員委員会、儀式・表彰、消防長会、消防音楽隊、消防統計、消防施設・装備の調査研究・管理、物品の調達・修繕、給貸与品の支給に関する業務等を所掌する。

（職員11名、再任用職員1名）

#### 【消防救急課・救急救命室・防災教育センター】

警防・救助業務の計画・運用、警防・救助技術の研究・指導、消防水利、消防・水防訓練計画、警防本部、指揮支援、火災等の原因・損害調査、消防広域応援、火災警報発令、防火・防災教育、消防団、高速道路連絡協議会、土地開発の事前協議、救急業務の計画・調整、応急手当の普及啓発に係る計画・調整、救急隊員の育成・教育、医療機関等との連絡調整、防災教育、応急手当の普及啓発、防災に関する相談・指導、防災資料の収集・展示、防災講演会・講習会、公印に関する業務等を所掌する。

（職員26名、再任用職員2名、嘱託職員3名）

#### 【予防保安課】

火災予防運動、火災予防査察、違反処理、特定事業所の設置及び変更に係る意見、特定事業所の届出・異常現象、危険物施設の定期点検・保安検査、防火協会・関係団体、安全指導、危険物施設の火災及び事故発生の届出、建築物の消防同意事務、防災管理の講習、消防用設備の指導・検査、液化石油ガス、ガス用品・液化石油ガス器具、危険物施設の許可・承認・認可・届出・完成検査、危険物施設に係る関係機関への連絡に関する業務等を所掌する。

（職員18名、再任用職員2名）

### 【情報指令課】

災害の受付・出動指令、通信統制、消防情報の収集・伝達、消防通信施設等の整備保全・管理運用、消防通信の調査研究・運用管理、四日市市・桑名市及び三重郡菰野町消防通信指令事務協議会に関する業務等を所掌する。

(職員 12 名、再任用職員 2 名)

### 【中消防署・中央分署・西分署・港分署】

業務の計画・管理・調整、公印、施設装備の保守点検、防災教育、所掌事務の証明、火災予防査察、消防用設備の届出・検査、違反処理、現地本部、警防計画、警防調査、水火災・地震その他災害の警戒・防御活動、救助活動、消防・救助・水防訓練、消防訓練指導、消防団員の教育訓練、消防水利施設の保全、火災等の原因・損害調査、防火対象物の防火管理体制の指導、防災管理対象物の防災管理体制の指導、防火管理の届出、防災管理・自衛消防組織の届出、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請、少量危険物及び指定可燃物の届出・検査、危険作業開始の届出、火気使用設備・電気設備の届出、消火活動支障物件の届出、救急活動、救急訓練、応急手当ての普及啓発、船舶及び沿岸火災・水上災害の警戒・防御活動、消防訓練、水難救助活動に関する業務等を所掌する。

(職員 103 名、再任用職員 6 名)

### 【北消防署・北部分署・朝日川越分署・北西出張所】

業務の計画・管理・調整、公印、施設装備の保守点検、防災教育、所掌事務の証明、火災予防査察、消防用設備の届出・検査、違反処理、現地本部、警防計画、警防調査、水火災・地震その他災害の警戒・防御活動、救助活動、消防・救助・水防訓練、消防訓練指導、消防団員の教育訓練、消防水利施設の保全、火災等の原因・損害調査、防火対象物の防火管理体制の指導、防災管理対象物の防災管理体制の指導、防火管理の届出、防災管理・自衛消防組織の届出、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請、少量危険物及び指定可燃物の届出・検査、危険作業開始の届出、火気使用設備・電気設備の届出、消火活動支障物件の届出、救急活動、救急訓練、応急手当ての普及啓発に関する業務等を所掌する。

(職員 88 名、再任用職員 2 名)

### 【南消防署・南部分署・西南出張所】

業務の計画・管理・調整、公印、施設装備の保守点検、防災教育、所掌事務の証明、火災予防査察、消防用設備の届出・検査、違反処理、現地本部、警防計画、警防調査、水火災・地震その他災害の警戒・防御活動、救助活動、消防・救助・水防訓練、消防訓練指導、消防団員の教育訓練、消防水利施設の保全、火災等の原因・損害調査、防火対象物の防火管理体制の指導、防災管理対象物の防災管理体制の指導、防火管理の届出、防災管理・自衛消防組織の届出、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請、少量危険物及び指定可燃物の届出・検査、危険作業開始の届出、火気使用設備・電気設備の届出、消火活動支障物件の届出、救急活動、救急訓練、応急手当ての普及啓発に関する業務等を所掌する。

(職員 69 名、再任用職員 2 名)

## 第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況及び1者単独随意契約

(委託料)の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

## 1 指摘事項

### <各課共通事項>

#### (1) 文書管理について

起案文書において、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

上記対象課：【総務課】【消防救急課】【情報指令課】

### <各課個別事項>

#### 【総務課】

#### (1) 契約事務について

単独随意契約における予算執行伺書に、随意契約の理由が記載されていなかった。単独随意契約を行う場合は、その理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号数を明記すること。

#### 【消防救急課・救急救命室・防災教育センター】

<各課共通事項>にある事項の他は、特になし

#### 【予防保安課】

#### (1) 支出事務について

全額前金払により支出した経費について、履行確認が行われていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

#### 【情報指令課】

#### (1) 備品管理について

備品台帳と現品との照合記録において、照合者の確認印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

#### 【中消防署・中央分署・西分署・港分署】【北消防署・北部分署・朝日川越分署・北西出張所】

#### 【南消防署・南部分署・西南出張所】

#### (1) 支出事務について

次のとおり、不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 支出負担行為兼支出命令書において、請求日の誤り。【南消防署】

イ 消耗品の購入において、納品書の納品日の記載漏れ。【南部分署】

(2) 備品管理について

備品台帳と現品との照合記録において、次のとおり、不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 照合結果が所定の照合結果欄に記載されておらず、備品番号の欄でチェックが行われていた。また、照合日が明確に記載されていなかった。【中央分署】

イ 照合記録に照合結果欄が設けられておらず、備品名の横でチェックがされていた。【南部分署】

ウ 訂正箇所が訂正印漏れが見受けられた。【朝日川越分署】

(3) 文書管理について

起案文書において、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。【朝日川越分署】

## 2 意見

### <各課共通事項>

(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。 【改善事項】

上記対象課：【総務課】【消防救急課】

イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(\*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 【改善事項】

\* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課：【消防救急課】

(2) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 【改善事項】

上記対象課：【全所属】

(3) 消防団と常備消防との連携について

ア 実際の火災における消火活動において、お互いの連携がうまくとれていれば、消防団員数の縮小等、効率化も可能となるため、現場における消火戦術の共通認識に努めること。

【要望事項】

上記対象課：【消防救急課】

イ ほとんどの消防署が大規模災害への対応を懸案事項に掲げている。具体的なことについて、どこまで対応するのかについて、消防署や消防団と情報共有し、市民にも示していくこと。

【要望事項】

上記対象課：【消防救急課】

ウ 出火原因や原因ごとの発生時期について調査し、共有することで、機動的な出動に備えること。また、A I の効果が実証されればA I の導入についても検討すること。

【要望事項】

上記対象課：【総務課】【消防救急課】

(4) 火災原因の調査結果に係る情報共有について

個々の放火等の火災原因について、消防本部と警察が連携して調査を行っているが、調査結果等の情報がタイムリーに各消防署には伝えられていない。消火活動の現場に立つ各消防署においても、火災原因の把握は必要であり、消防本部と各消防署との間で情報共有を図ること。

【改善事項】

上記対象課：【消防救急課】【各消防署】

(5) 市民に対する接遇について

市民からの信頼を維持できるよう、市民に対する接遇に留意し、質のいいサービスの提供に努めること。

【要望事項】

上記対象課：【各消防署】

## <各課個別事項>

### 【総務課】

(1) 金庫、預金の管理について

ア 職員の親睦団体である三重県消防職員互助会及び四日市市消防職員親交会の預金通帳が事務所内の金庫で、公金の通帳と混在して保管されていた。公金と親睦会費は区別して保管を行うこと。

【改善事項】

イ 預金の管理について

本市が事務局をしている三重県消防長会の預金通帳を保管しており、事故の起こらないよう、注意深く管理すること。

【改善事項】

(2) 職員の腰椎検査について

350人ほどの市消防職員のうち、重量のある器具を持ち運びする現場職員が230人ほど在職しているが、市が一括して職員の腰椎検査の契約をしており、消防本部の割当て人数は28人であるため、対象者1人1人が毎年度検査を受けることはできない状況である。法的義務はないものの、より多くの職員が検査できるよう、消防本部として予算確保などについて検討すること。

【要望事項】

(3) 防災ヘリコプターの市民への周知について

本市では、防災ヘリコプターに頼らなくても、救急車による搬送により早期の現場到着を実現しているため、本市における三重県防災ヘリコプターの離着陸は防災訓練と出初式くらいのことであり、市民にその存在が余り周知されていない。本市は、三重県防災ヘリコプター連絡協議会に対し年間900万円ほどの負担金を支出しており、防災ヘリコプターの活

用を図ること。

【要望事項】

(4) 財産の管理について

使用しているにもかかわらず維持管理が行き届いてない車庫や、不要となった備品をそのまま保有している事例が見受けられる。必要なものは状況に応じて補修等を行い、不要なものは処分や用途変更を行うなど、適切に維持管理を行うこと。

【改善事項】

(5) 消防署における消耗品購入について

消防署で必要な消耗品については、総務課から予算を各消防署に執行委任している。消防職員が制服でホームセンター等で直接消耗品を購入することは、緊急時の出動態勢への影響や、市民目線からも好ましくない。消防署で必要な消耗品の種類は、ある程度決まっているので、総務課で必要な種類・量を把握し、まとめて購入するなど、効率的な方法を検討すること。

【改善事項】

【消防救急課・救急救命室・防災教育センター】

(1) 救急救命士就業前病院研修委託について

研修対象者3人のうち、2人は市立四日市病院、1人は県立総合医療センターで研修を受講している（両病院共に研修指定病院）が、市立四日市病院では費用が発生せず、県立総合医療センターでの研修受講は委託契約により行われ、費用が発生している。研修を行うべき時期が市立四日市病院での研修医の養成の時期と重なっており、同病院が2人しか受け入れられなかったことがその理由とのことである。今後は費用が発生しないよう、早期に市立四日市病院と交渉をすること。

【改善事項】

(2) 単独随意契約について

単独随意契約をしている事例において、契約相手方の選定理由が不明確なものが見受けられた。選定に当たっては、公平性の確保に留意し、説明責任が果たせるようにすること。

【改善事項】

(3) 消防年報等の情報の活用について

消防年報には、かなり長い期間に渡り統計データが取られているが、データの活用がなされていない。データを分析し、今後の火災予防や災害活動に活用すること。

【要望事項】

(4) 地上式防火水槽の安全対策について

子どもの落下等の事故が起こらないよう、フェンスの適正な維持管理、安全対策を行うこと。

【要望事項】

(5) 主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表の目的達成に必要な基本的な手段を「応急手当の普及啓発に努める」とし、それに対する活動指標を「市民が心肺蘇生を実施する（応急手当実施数／救急隊にて搬送した心肺停止患者数）」としているが、この指標の達成は、心肺蘇生を実施できる市民がその現場に居合わせるかどうかによって左右されるため、施策の成果が反映できるような適切な活動指標を検討すること。

【改善事項】

(6) 在宅医療に対応した救急医療の在り方について

在宅医療を受けている人について、例えば、家族等から救急出動の依頼があれば出動することとなる。超高齢者社会を迎えようとしているなか、今後ますます救急出動が増えること

が予想されるので、今後の救急医療の在り方について、国のガイドラインを待つことなく、かかりつけ在宅医の活用等も念頭に、市として医師会とも連携して検討していくこと。

【要望事項】

(7) 病院から他の病院への転院搬送における救急車使用について

救急出動の負荷を下げるため、転院搬送については、民間救急を利用する等、各病院へ広報・周知すること。

【改善事項】

(8) 消防団の今後の在り方について

ア 消防団員が高齢化しているため、実際の消火活動等に適切に対応できるよう、一定の身体的基準を要件に入れることを検討すること。

【要望事項】

イ 消防団員の定数である620人の確保を目標としているが、平成30年度実績で582人であり40人ほどの欠員が生じている。その原因として、消防団の制度が時代にそぐわなくなっていることも考えられるため、逆に消防団員を減員して消防職員を増員するなど、現実に合致したよう施策に転換することを含め、今後の在り方を検討すること。

【要望事項】

(9) 貯水槽の活用について

耐震性貯水槽の整備がほぼ終了しようとしているなか、既存の地下の非耐震の貯水槽についての今後の改修には費用がかさむが、例えば、水を抜いて大規模災害時の緊急トイレに活用すること等についても検討すること。

【要望事項】

(10) 大規模災害時の対応について

ア 他市町村からの消防部隊の受援体制について

地震を含む大規模災害がいつでも起こりうる昨今の情勢であり、被災経験のある最新の他市の例などを参考に、本市独自の項目を加えるなどにより、早急に消防部隊の受援計画・体制を整備すること。

【要望事項】

イ 他市町村への災害応援時の労務管理と時間外勤務の縮減について

平成30年7月の西日本豪雨の災害に際し、応援部隊として本市の多数の消防職員が災害現場への派遣や後方支援業務に従事しており、その中で消防救急課の職員2人が1か月間に100時間を超える時間外勤務を行っている。災害応援時についても、職員を休ませることができる勤務体制を構築すること。

【改善事項】

【予防保安課】

(1) 消防同意の適正審査について

審査、指導にぶれがあると不信を招くため、審査のレベル合わせを密にし、一律的な審査、指導を行うこと。

【要望事項】

【情報指令課】

(1) 四日市市、桑名市及び三重郡菟野町消防通信指令事務協議会の会計について

地方自治法に規定されている協議会方式により2市1町の通信指令事務が行われているが、四日市市会計規則等、四日市市の事務処理方法に準じて、当課で会計や契約事務を行っている。事故が起きれば協議会全体の責任となるため、事故の起こらないよう事務の執行には十分に牽制を行い、注意を払うこと。

【改善事項】

**【中消防署・中央分署・西分署・港分署】**

(1) 産業廃棄物処理業務委託について

廃棄物が適正に処理されたかどうかは、電子マニフェストの画面を直接確認する必要があるが、第三者から見てチェックできるよう、画面を印刷して添付しておくこと。

**【改善事項】**

**【中消防署】**

**【北消防署・北部分署・朝日川越分署・北西出張所】【南消防署・南部分署・西南出張所】**

<各課共通事項>にある事項の他は、特になし